

アルゼンチン共和国ーチリ共和国二国
間鉱業統合条約

発行：鉱業庁

AV. JULIO A. ROCA 651-2º PISO- Of.233 Cap. Fed. C.P. 1322

Tel: 349-3267/3268/3271/3274

Fax: 349-3273

アルゼンチン共和国―チリ共和国二国間鉱業統合条約計画概論

利点：我が国のように鉱業、特に金属含有鉱物において斬新的な発展を遂げている国にとって、広大なアンデス山脈鉱床を共有し、国境地帯はほぼ同様の地理的特徴を持ち、且つ、代々大規模に鉱業に専念し、その経済全般を鉱業でまかなっている隣国であるチリ共和国と緊密な統合を行なえることは、天然資源の探査及び開発のための投資拡大を意味するもので非常に重要である。チリ共和国は鉱物埋蔵量だけでなく、鉱業におけるノウハウ、先進技術、基盤、人材及び資材を有し、更には有用な鉱物資源が豊富に集中しているアンデス山脈鉱床地帯から僅かな距離に位置する港湾を通じ、太平洋へのアクセスをも有している。もちろん、この条約は、チリ共和国にとっても大きな利点がある。特に、鉱業の特徴においても、範囲においても巨大な可能性を秘めた国土を持つ国と活動を共に出来るという点で大きな利点となる。

目的：国家契約原理の適用により、如何なる規制をも受けず、本条約に添付された地図に境界が定められたアンデス山脈地帯に広がる鉱物資源の探査・開発を両国の投資家に許可する。これにより、鉱業における取引に直接・間接的に関係する活動の発展を保証し、鉱業プロジェクト開放に対する支障を取り除く。

国境における便宜：国境地帯での人や物の通過及び活動に便宜を図る。特に、その必要がある場合には、特別追加議定書の条項により、手続きを簡素化し全ての天然資源及び社会基盤の使用を許可する。

特別追加議定書：この条約では、一般的な枠組みのみを定める。国境を超えて多国間にまたがる活動が必要となる種類のプロジェクトに関しては、特別追加議定書により各プロジェクトの特色に沿った適切な措置を講じる。特別追加議定書では、その他諸々に加え、各プロジェクトの業務地域を確定する。この業務地域は、例外的に条約適用範囲を超えることができるものとする。この適切な措置には、特別追加議定書で言及されるプロジェクトの着手に関する特殊事項と実際の必要性に適合した国境での便宜措置（通関や入国等において、例えば合同管理等）が含まれる。このようにして、一方の国に位置する鉱床や採掘層を利用して、もう一方の国で鉱山用役権を設立することができる。

税金面：本条約では、各々の国の税制を調和の取れた形で適用できるように税金面に取り組むための協力体制を提供する。

環境保護：本条約では、各々の国がそれぞれの鉱山活動における環境保護法規を適用することが原則とされている。鉱業取引に影響を及ぼすような主な環境影響に関しては、両国間で情報交換を促進する。

条約監督機関：三国間で、条約遂行を監督し、提言を行ない、両国に措置を提案する権限を有する一つの機関を設立する。

その他：国境における便宜措置の経費は、受益企業の負担とすることとなっている。保健や労働に関する総合規定の条項が準備されている。アルゼンチンとチリの二国間の相互投資促進及び保護協定論争解決制度が制定される。

有効期限：本条約は、両国の立法府により承認された時点で効力を発する。その有効期限は定められていない。しかしながら、効力を発してから30年を経た後は、両国のいずれか一方により終結することができるものとする。

この条約の上記の承認及びその後の効力の発行が具体化するまで、プロジェクトの性質上、国境便宜措置を必要とするプロジェクトの関係者は、既に効力を発している類似条項を定めた「アルゼンチン－チリ間経済補足協定」の枠内での特別議定書という形で、国境便宜措置を授与できるよう二国間協定を締結することを各々の国の関係当局に要請することができるものとする。

背景

アルゼンチン共和国—チリ共和国鉱業統合及び補足条約 前例

チリ、サンチアゴ 1855年8月1日	商業及び航海友好条約 チリ共和国とアルゼンチン連合
パチカン市 1984年11月29日	和平友好協定 経済協力及び物理的統合を目的とした二院制委員会発足 天然資源の開発発意
ブエノスアイレス 1996年8月2日	第16補足経済協定 鉱業分野の発展のための補足及び調整促進 「鉱業の統合と協力」：(技術協力・国境両側40kmにおける地質—鉱山情報・国境通過便宜) についての議定書第3がこの協定に併合される。
チリ、サンチアゴ 1991年10月31日	第16補足経済協定 補足経済審議会 (ACEIG) 定例会議 議事録 付録Ⅷ・決議第3 アコイン鉱山プログラム：鉱山開発の規制廃止・規則及び手続き調整・地質知識通行の便宜・両国への投資家参入保証 委員会の発足：法律・国境便宜・地質
チリ、サンチアゴ 1993年12月2日	チリ共和国鉱業省—アルゼンチン鉱業省間理解覚書 地質学及び鉱業分野における学術・技術協力
チリ、サンチアゴ 1993年12月3日	技術協力協定：地図・資源評価・情報交換・地質危機予防 議事録第1及び補足第2
チリ、サンチアゴ 1994年8月26日	「大統領共同声明」鉱業二国間協定実現についての公約・物理的統合についての議定書
チリ、サンチアゴ 11月22日	「鉱業統合協定プロジェクト」についての派遣団の会議議事録
アルゼンチン、メンドーサ 1995年12月20日	地質サービス協定、地質図及び気象図共同研究
1996年3月25日	上院議会通達、大統領へ鉱業条約調印具体化に向けての協議継続要請
1996年3月29日	鉱業二院委員会 チリとの鉱業統合条約具体化を外務省へ要請
1996年4月	チリ工業連合の鉱業統合条約への支援共同声明、「チリ工業振興」の要請、チリ鉱業公団・アルゼンチン鉱業会議所要請
ブエノスアイレス 1996年4月24日から27日	大統領共同声明と共に、「鉱業二国間条約の基礎と根拠」準備命令
ブエノスアイレス 1996年4月26日	鉱業統合についての共同声明 チリ鉱業省とアルゼンチン経済省
ブエノスアイレス 6月21日	「統合協定の基礎と根拠及び鉱業補足1996」合意議事録 パチョンイバスクアーリマの鉱業議定書
アルゼンチン、ラリオハ 1997年7月1日	「外務省間共同声明」：条約及び議定書の具体化の時期決定・「鉱業二国間条約の基礎と根拠」合意
チリ、サンチアゴ 1996年9月16日	「鉱業条約適用範囲決定」 両国間地質サービス調印
チリ、サンチアゴ 1997年1月7日から9日	パチョンイバスクアーリマ議定書調印
チリ、サンチアゴ 1997年6月4日	パチョンイバスクアーリマ議定書チリ官報掲載
チリ、サンチアゴ 1997年8月8日	大統領共同声明 鉱業統合補足条約の完全合意を表明、その調印まで60日 (適用範囲決定合意を除く)
1997年12月29日	サン ホアン県 (アルゼンチン) とアントファガスタ (チリ) でアルゼンチン大統領：カルロス サウール メネム氏とチリ大統領：エドアルド ベレイ ルイス タグレ氏の間で鉱業統合補足条約調印

適用範圍

鉱業の統合と補足についてのアルゼンチン共和国とチリ共和国間の条約

アルゼンチン共和国とチリ共和国（以下両国とする）は、1984年11月29日付け「平和友好条約」において合意された公約を更に強化する目的で、また経済協力を強めるため、

第16経済補足協定（ACE16）で定められたものを考慮し、経済領域における様々な活動の発展を容易にするための条項—この中には、相互投資奨励や鉱業分野発展のための補足及び協力奨励がある—を取り決め実施するため、

ACE16の鉱業の統合と協力についての議定書第3の条項を留意し、金属及び非金属鉱業分野における基本及び応用調査分野、革新推進、新製品開発に関する特別協力プロジェクト及びプログラムの具体化に関し、

また、1993年8月4日付けの二国間工事または活動緊急契約に関する航空業務活動の便宜が言及されたACE16の第9追加議定書に定められたものに留意し、

両国で効力を発している1991年8月2日付け相互間投資促進・保護条約の中で鉱業分野に関して合意された項目を強化するための補足として、

アルゼンチンとチリ両国間における鉱業統合開発は、両国が各々の法律に従い、国家の公共利益及び全体利益としてとらえている目標の一つを満たすものであることを認識し、

アルゼンチン共和国とチリ共和国の間で署名された法律文書：1971年7月26日付け「水文流域についてのサンチアゴ議事録」、「共有水資源についての追加特別議定書」、及び1991年8月2日付け「環境条約」に定められているものに留意し、

1996年7月1日にラリオハ市で署名されたアルゼンチン—チリ鉱業補足統合条約の基礎と根拠を考慮し、

両国領土の国境地帯にある鉱業資源を共同で開発することを保証するよう努め、特に、共同の国境を通じて、両国人及び両国企業間での企業設立の支援や設備・鉱業サービス・人の適切な通行便宜を支援し、

両国の投資家によって、国境地帯に存在する鉱業資源の探査及び開発を効果的に発展させ、

且つ多様化させなければならないことを認識し、

本条約の範囲内で両国人による鉱業取引の発展を促す一つの法的枠組みを設立することが両国の共通の利益であることを自覚し、更には、

一つの条約が、両国において適用されることで、鉱業取引活動及びその関連活動の発展に限定された共通の法的枠組みの設立及び発足ための適切な法的文書になることを考慮し、

以下のように合意する：

第一条

条約の範囲と目的

本条約は、その適用範囲地域における鉱業取引を統治する一つの法的枠組みであり、その目的は、両国の公益且つ全体利益であると表明された鉱業統合開発に両国の投資家の参入を許可するものである。

外国人及びチリ人またはアルゼンチン人のために定められた所有権購入、土地所有、不動産物権または鉱山権規約に関する各々の国の現行法での禁止事項や規制は、本条約が統治する鉱業取引には適用されないものとする。

同様に、両国は各々の法律に準じ、下記のことを許可する：

a) 両国の各々の法律で定められた鉱山及び鉱脈層の用役権や採掘権、製錬や精練に関する権限の行使による、鉱業取引に関連する全て活動及びサービスのアクセス、遂行及び保護は、条約が適用される他方の国土における採掘権及び鉱脈層にも波及するものとする。

第五条で言及される特別追加議定書では、用役権制定分野及び前項において確立された権限の行使分野が決定される。

b) 鉱業取引の発展

c) 鉱業取引付随活動の発展

第二条 使用用語

本条約が完全に機能するように、下記の用語を定義する。

A) 鉱業取引：鉱床鉱脈の購入、調査、試掘、探査及び採掘、その開発権や鉱山権、鉱物の精練と獲得、その製錬・精製・その他の過程から出る産物及び副産物、その輸送と商業化等に直接関連する民間活動及び商業活動等の活動全体を指す。

B) 付随活動：鉱業本来の性質をもたない全てのその他の活動の中で鉱業取引の業務及び開発に直接関連するものを指す。

C) 投資：1991年8月2日に両国間で署名された現行の「相互投資促進及び保護条約」の第一条の第一項で定義されたものと同様とする。

D) 投資家：条約範囲における鉱業取引またはその付随活動に資金を提供する本国人または会社。本国人及び会社の概念は、アルゼンチン共和国及びチリ共和国相互投資促進及び保護条約が交付されたという意味における雇用者。

一本国人の概念は、下記の通り：

a) チリ共和国に関しては：チリ共和国憲法で謳われているチリ人

b) アルゼンチン共和国に関しては：アルゼンチン共和国の現行法の規定で謳われているアルゼンチン人

一会社の概念は、各々の国の法規に則り設立され、その本拠地が各々の国に有り、その活動が営利及び非営利である法人のことである。

E) 試掘 (Prospección)：

a) チリ共和国に関しては：発見された鉱業資源の潜在力の調査または評価にかかわる鉱山地質業務を指す。

b) アルゼンチン共和国に関しては：一つまたはそれ以上の地質調査技術を適用し、鉱物

や鉱床の蓄積存在に適した特徴を持つ地域を特定するための業務及び活動全体を指す。

F) 探査(Exploración) :

a) チリ共和国に関しては：一つまたはそれ以上の地質調査技術を適用し、鉱物や鉱床の蓄積存在に適した特徴を持つ地域を特定するための業務及び活動全体を指す。

b) アルゼンチン共和国に関しては：発見された鉱業資源の潜在力の調査または評価にかかわる鉱山地質業務を指す。

G) 開発：経済的利用のために鉱物物質を採掘すること

H) 精練：経済価値の低い物質を分離し、利用価値のある物質を凝縮するため鉱物に処理を施す過程。

I) 製錬：混在する他の鉱物から入手したい金属を分離するため、物質を溶解し、凝縮したり、沈殿させたりする過程。

J) 精製：製錬やリーチング（浸出処理）により獲得した金属産物から、または製錬や電気溶解過程により獲得した物質もしくは金属から、不純物と見なされる物質を分離するための過程

K) 第三者による関税免除輸出加工（マキーラ）または加工：自然人、または法人が所有する加工場で処理され、生産物の一部または金額で支払われる所有者の異なった鉱物製品のこと。

L) 業務地域：鉱業取引が展開されている地帯で該当特別追加議定書で限定された地帯のこと。この地帯で両国の各々が、上記議定書に定められた国境便宜の範囲で適切な管理を行なう。

M) 合同管理：互換性があり且つ類似した業務管理手続きを行ないながら、一箇所またはそれ以上の箇所で、可能な限り同時に、管理に関連のある両国の様々な機関の職員によって行われる活動のこと。

第三条 適用範囲

本条約の適用範囲は、付属書 1 に記す地理上の緯度経度によって決定された地帯とする。

付属書 1 に示された経緯の最終点に該当する地点の表示は、本条約の付属書 2 となっている参考図に記す。

上記の両付属書は、本条約の一部を構成するものである。

適用範囲では、全ての海洋スペース・島領土・沿岸線を除外するものとする。沿岸線は各々の国の法律で決定されているためである。

適用範囲の拡大は、本条約が効力を発した時と同じ過程を踏みながら、両国間の合意により実施できるものとする。

第四条 国家待遇

本条約の適用範囲の中で、また鉱業権及び第一条で記載された活動に関連し、両国のいずれの一方も、他方の国の投資家に、その本国人または会社に対し授与した待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

第五条 特別追加議定書

鉱業取引の発展のため、国境における便宜・国境を超えた活動・用役権の設立または第一条 3 節 a 項で定められた権利の行使を望む投資家は、本条約の第十八条で定められる管理委員会にそれらを要請しなければならないものとする。

管理委員会は事前評価により、各ケース毎に該当する業務範囲やその手続きを定める特別追加議定書の採択を両国に対し進言できるものとする。この特別追加議定書は、その調印が行われた日から効力を発するものとする。

両国は、必要とあれば、第一条に定められた用役権を設立するため、特別追加議定書の中で、例外的に本条約の適用範囲を超える地帯を決定することができるものとする。

第六条

国境における便宜

両国は、両国の法律及び各特別追加議定書に準じ、各々の国の投資家はその鉱業取引を発展させることができるように便宜を計るため、公的所轄機関の協力体制を整える。

同様に、その便宜とともに、投資家の国籍がチリ国籍あるいはアルゼンチン国籍であるということに無関係に、各特別追加議定書で定められた全ての天然資源・基本的消費財・社会基盤を使用を許可するものとする。

両国は、両国の一方の領土または両国の領土に対する業務地域からのアクセスや退出を容易にするため、業務及び管理手続き用の合同管理体制を設立できるものとする。

第七条

税制及び通関

両国は、両国に在住するまたは両国で設立され所在する鉱業取引、または鉱業取引に付随する活動に従事する本国人または本国法人は、本条約の保護により、両国で有効な課税を二重に課せられることがないように、各々の国で彼らに課される国内課税や国内法、また一つのまたは複数の特別協定に関連するもの、及びこの条項で定められるものに従うものとするに合意する。

同様に、両国は、該当特別追加議定書で定められた業務地域内で、所轄官庁が特に課税や通関のためにのみ定める便宜や協力措置に基づいて自由に流通が行われる業務地域外資産の動きは、輸入、輸出、一時的保税輸入及び輸出とはならないことに合意する。場合により、業務地域から、元来自国の領土ではないがゆえに業務地域に入った他方の国の領土へ一つの資産が出る毎に、輸入または輸出の一般基準が適用されるものとする。

業務地域に入るまたは出る両国のいずれかの一方の国の商品またはその国の国有化された商品には、その出入りが同じ領土内で行われる場合にのみ、各々の国の税関で課せられる

税金の支払いが免除されるものとする。本条約の効力により言及の出入りは、その内容によって輸入または輸出とはならないものとする。業務地域内で完了される上記商品に関連する全ての商取引は、その内容によって、税関及び税制における一般的な税金が課せられるものとする。

両国のために、前記地域に入るまたは出る外国商品は、その内容により両国の一方または他方で適用されている一般の税関法及び税法に準じるものとする。同様に、業務地域で獲得された、または生産された商品は、該当するものに対する各国の一般規定に準じるものとする。

前述の項で定められた要求を満たした商品は、所轄官庁が定める便宜または協力措置に準じ、上記業務地域を自由に流通することができるものとする。

鉱業取引に従事する両国の領土内に定住または在住の自然人または設立された法人は、要求がある場合には、所属国ではない他方の国の税制当局に対し、鉱業活動において通常使用する技術手続きや、抽出鉱物の両国の一方の国所属分量と他方の国の所属分量を明記しながら、その抽出鉱物の起源を証明する義務を負うものとする。同様に、両国は、両国の一方の税制当局及び鉱業当局が、その手続きの遂行を物理的に検証できるように、それに必要な便宜を与える義務を負うものとする。

両国の一方の国の領土に定住または在住する自然人、または所在地を持つ法人で鉱業取引に従事する者が、その所属国領土から抽出された鉱物の売買または輸出によって得た所得または利益は、その鉱物が他方の国で生産されたため、その他方の国で取引を行わなければならない場合でも、彼らが所属する国の税制に従うものとする。

両国の一方の領土に定住または在住する自然人、またはしかるべく設立された法人によって、他方の国の領土内にある鉱山で鉱物抽出業務サービスを提供するために雇われ、契約者から独占的にそのサービスに対する支払いを受けている請負業者または下請け業者は、前記提供サービス及び発生する所得に関して、彼らが定住または在住する、または契約者が所在する国の国内税制にのみ従うものとするに両国は合意する。

同様に、両国は、鉱業取引を行なう両国のいずれか一方の国の領土内に定住または在住または所在する自然人、または法人が他方の国の領土内で行なう鉱業取引活動に関しては同

じ基準を適用することに合意する。

同様に、業務地域で働く従業員は、業務地域の中での物理的移動に関係なく、契約を行なった国の税制に従うものとする。

業務地域で鉱業取引を行なう自然人または法人の同地域内提供サービス中、前記段落で考慮されなかったサービスに関しては、サービスを提供する国の消費税のみが課せられることで両国は合意する。

本条の適用により発生する課税問題は、現行の国際二重課税防止のための二国間協定で定められた手続きに則りそれらの問題を解決するため、その協定では定められていない負担が言及されているとしても、その協定所轄当局の考慮する管理委員会にゆだねられるものとする。

第八条

促進制度

本条約の庇護のもとで展開される鉱業取引は、各鉱業取引過程が両国の領土にまたがって行われるとしても、各政府で対応する場合には、両国が定める受益及び免税を享受するものとする。

第九条

事前措置面

社会保障に関しては、両国の間で現在効力を発している社会保障協定に定めるもの及び両国の各々の国の法律の中で適用可能なものに準じるものとする。

第十条

労働面

適用可能な労働法は、実際に労働者がその業務に従事する、サービスを提供する、活動を行なう国の労働法とする。国境の両側で区別なく業務を行なう場合には、労働契約をかわした国の法律が適用される。適用可能な法律に関して疑問がある場合には、労働者にとつ

て最も有利な法律が統治するものとする。

第十一条

投資及びその付随経費

各特別追加議定書で定められた一つの鉱業取引を展開する結果として、両国や両国の企業または機関が負わなければならない投資及び業務に係る経費は、前記鉱業取引に着手する一投資家または複数の投資家が責任を負うものとする。

第十二条

環境

両国は、鉱業活動をチリ環境影響評価システムの検査、あるいはアルゼンチン環境影響声明の検査のどちらかにかけながら、環境保護に関する各々の国の法律を適用するものとする。

同様に、両国は、本条項に含まれる各鉱業取引またはそれに付随する活動における主な環境影響に関する特記事項の情報交換を促進する。

第十三条

人間に対する保健

両国は、人間に対する保健範囲に関しては、一般保健分野及び労働保健分野でも各々の現行法の条項を適用する。両国の前記現行法に差異がある場合には、それらの条項の効力を損なうことなく、基準が厳しい方の法律が採用されるものとする。

同様に、両国は、食糧・薬品・環境衛生・化学製品の管理・その他に関連する保健事項に関しては、各々の国の法律を適用する。

本条約に含まれる鉱山プロジェクト開発に関連する、またはその開発から生じる衛生に関する特記情報の全てを相互に交換する。

本条約に含まれる鉱山プロジェクトの正規企業は、自社社員やその鉱山取引のため雇い入れた請負業者や下請業者の社員の医療費を負担するものとする。その医療費負担は、企業の要請で、その国で予定している保健でカバーできない治療を受けるためその医療機関に

移送され、治療が施された場合に限るものとする。

両国は、業務地域で活動する人々の健康や生命が危険にさらされる場合には、両国のいずれか一方の法律により保健業務認定を受けている保健分野の専門家や技術者が鉱山プロジェクトの業務地域の中で活動することを許可するものとする。

第十四条

共有水資源

本条約の目的のために共有水資源を利用する場合には、物質に関する国際権利の基準に準じ、特に1971年6月26日付け「水文流域に関するサンチアゴ議事録」、1991年8月2日にアルゼンチン共和国とチリ共和国の間で調印された「環境条約」及び同年同日の「アルゼンチン共和国とチリ共和国間で共有する水資源に関する追加特別議定書」に基づき、実施されなければならないものとする。

第十五条

隣接境界線の保護

本条約の効力下で採鉱する企業は、境界石に影響する、または両国の国境線を定める地理上の起伏や水の進路や分水界線を変更するような業務を行なうことはできない。境界線に関連する問題が発生する可能性がある特殊な状況の場合には、境界線合同委員会の介入によりしかるべく解決するため、両国の外務省に相談しなければならない。これらのケースを処理するため必要となった合同委員会の経費は、関係企業によって負担されるものとする。

両国の外務省は、境界線合同委員会を通じて、本条約の適用により両国が行なうであろう正確な境界線決定に関する全ての相談または要求を熟知するための所轄官庁となる。

第十六条

鉱業取引の停止及び中止

両国は、如何なる原因でも、ひとたび本条約の条項で庇護された鉱業取引が終結した後は、その鉱業取引の発展のために購入された不動産は、継続して各々の国の法的基準に準

じるものとすることに合意する。

管理委員会は、投資家の要請に基づき、一つの特別追加議定書によって授与された国境便宜を、鉱業取引がそれを要求し、且つ投資家がそれを証明する範囲内で、再開可能な限定期限内で中止できるものとする。投資家は、管理委員会により授与された中止期間終了日の少なくとも30日前までに、国境便宜中止の更新を要請できるものとする。一投資家または複数の投資家がそれを望む場合には、もし中止期限が付与されていたならば、中止期限終了日の最低30日前までに中止された国境便宜の再開を要請しなければならないものとする。

投資家が、上記に示した期間内に、管理委員会によって授与された国境便宜中止期間の更新を要請せず、またその便宜の再開をも要請しなかった場合には、特別追加議定書は終結されるものみなされる。

第十七条 全般的特例

本条約の如何なる条項も、1980年のモンテビデオ条約の第五十条、または1994年の関税及び貿易についての一般協定の第二十条に基づき、両国の一方が措置を採用または適用することを妨げるように解釈されてはならないものとする。

第十八条 条約の管理と評価

本条約の運営及び評価は、アルゼンチン共和国外務・海外貿易及び文化省、チリ共和国外務省、アルゼンチン共和国工業・商業・鉱業省、チリ共和国鉱業省の代表者で構成される一つの管理委員会が負うものとする。管理委員会は、必要とあれば、管轄公共機関の代表者を召集できるものとする。

この委員会は、本条約が効力を発した日から6ヶ月以内に設立されるものとし、初回の会合では、その内部規定を定めるものとする。

管理委員会は、合意の上でその決議を採択するものとする。

本条約の管理委員会は、その他諸々の機能に加え、特に下記の機能を有するものとする。

- a) 本条約の実施を保証するために必要な組織を完成させる。
- b) 鉱業取引での特別追加議定書の調印が必要とされる場合には、そのしかるべく適用を考慮し、その調印に係る活動を行なう。
- c) 本条約の条項の適用により発生する問題に関し、アルゼンチン共和国外務・国際貿易・文化省及びチリ共和国外務省を通じ言及されている分野の所轄官庁及び機関に対し提案を行なう。
- d) 本条約の第十九条及び第二十条で予定されているものに従い、論争解決に参入する。
- e) 本条約、その追加議定書、特別追加議定書、その他の本条約から派生する法律文書の条項に基づき、管理委員会にゆだねられるその他の業務を遂行する。

第十九条

両国間の論争解決

本条約、その追加議定書、特別追加議定書、その他の本条約から派生する法律文書の条項の解釈、適用及び不履行がもたらす両国間の論争は、可能な限り、管理委員会を通じて実施された直接交渉によって解決されるものとする。

上記直接交渉で解決できなかった場合には、両国の一方が他方に書面にてその要請を論争とするという意志を通達した日から180日以内に、アルゼンチンとチリ間で合意に達したACE 16の第二追加議定書の第三章の第四条及びそれに続く条項で定められた手続きに従い、上告人は、その論争を経済補足審議会にゆだねることができるものとする。

第二十条

両国の一方の国と他方の国の投資家間の論争解決

両国の一方の国と他方の国の投資家間の論争には、現在でも効力を持つ1991年8月2

日付けでアルゼンチン共和国とチリ共和国の間で調印された「相互投資の促進と保護条約」が適用される。

第二十一条 議定書の併合

A C E 1 6 の庇護の下で署名された両国のどちらかの投資家により開発された鉱業取引を管理するための追加議定書類は、本条約が効力を発した日より、本条約に併合されるものとする。

第二十二条 有効期限

本条約は、両国によって承認され、承認の法律公文の日付から効力を発するものとする。

本条約には期限はない。

第二十三条 廃棄

本条約が効力を発した後、30年が経過すれば、両国のいずれか一方は、外交ルートを通じて本条約を廃棄の通告ができるものとする。しかしながら、廃棄通告後3年間は、その廃棄は効力を発揮できないものとする。

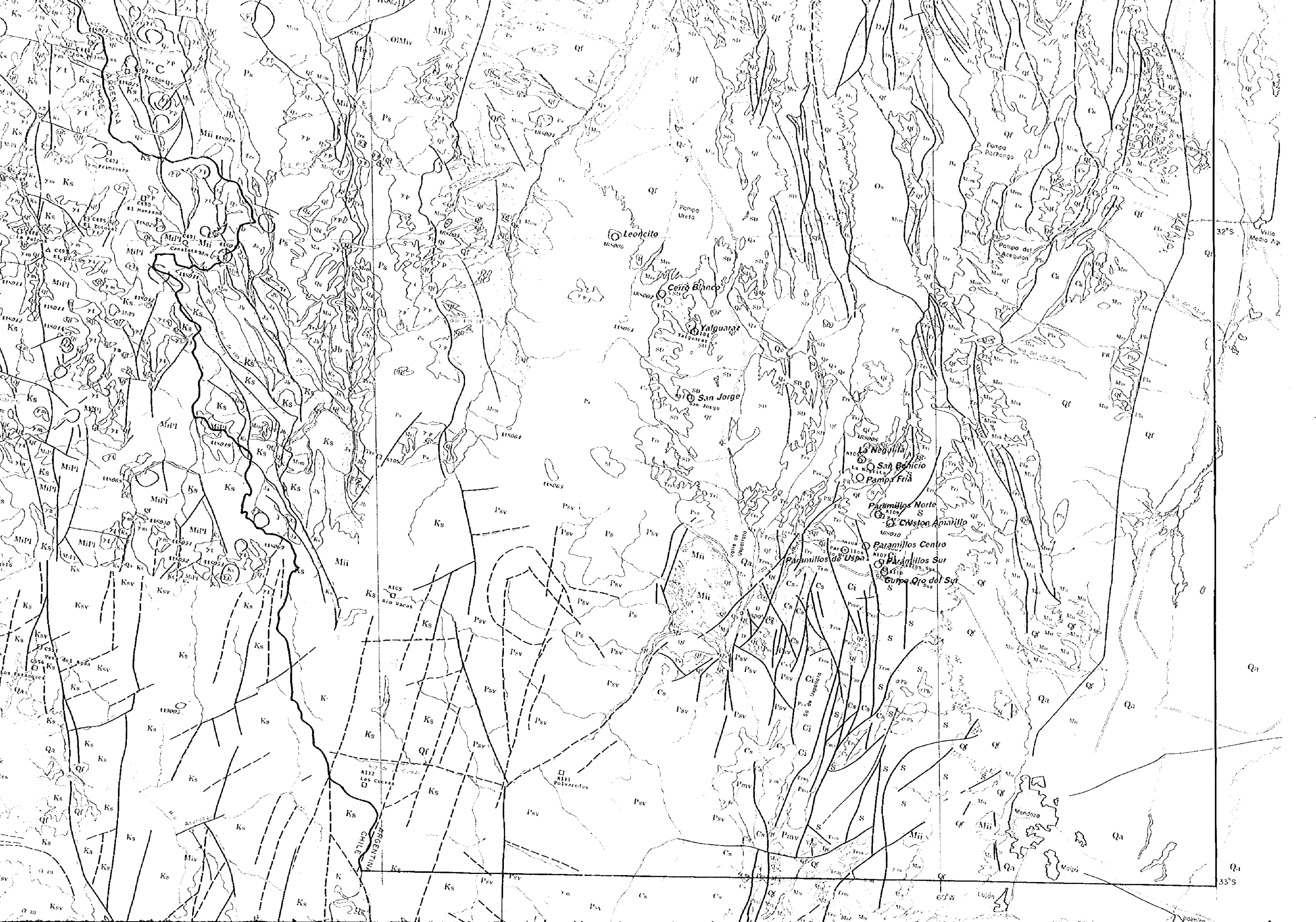
本条約の終結通知が効力を発する日以前に行われた投資に関しては、投資の対象となる鉱業取引が終了するまで本条約の条項は効力を持つものとする。

アルゼンチン共和国サンホアン及びチリ共和国アントファガスタにて、1997年12月29日、原本2部、いずれも同様に正とする。

署名
アルゼンチン共和国政府

署名
チリ共和国政府





1914